



今月の言葉

## 塩梅～あんばい

良く使う言葉ですが、漢字でかくとなるほど！です。  
塩+梅・・・料理の味加減から、  
体調や仕事の進み具合、国政まで、  
ものごとの程合い全てをこの言葉で包むことができます。  
(『機かしい日本の言葉』より)

庭に咲く紫陽花

photo by Y.Kadota

つゆ【梅雨・霪雨】6月（陰暦では5月）頃降り続く長雨。またその雨期。さみだれ。ばいう。  
(広辞苑より)

<五月雨を集めて早し最上川>

山形を南北に流れる最上川。かの松尾芭蕉が「奥の細道」にて最上川の船下りをした際に読んだ句です。梅雨の長雨で水かさを増した最上川の流れの速さが目に浮かびます。川幅も広く、その流れは外から眺めるとゆったりとしているように感じますが、実際に船に乗ってみると、その見た目以上に早く感じるものです。

1日には24時間、1年には365日もあると考えれば、その時を過ごした自分はかなり先の未来に存在するのように感じますが、休むことのない時の流れの中で、様々なことに忙殺され、いつの間にか過去を振り返っている自分がいます。

時計の秒針を見ていると、その流れは一見均一のように見えますが、川幅の広いところではゆっくりと、川幅の狭いところでは激しく流れる川のように、1人1人の人間が有する時間にもその状況に応じて緩急があると思います。目標に一心不乱に突き進むことも大切ですが、時にはゆったりと体を休めることも必要ですね。梅雨はあまり好きではありませんが、暑い夏が来る前に、この涼しい梅雨の時期があるのは、そういう意味ではいいのかもしれない。

司法書士・行政書士 門田 修  
社会保険労務士 門田 陽子





## 特集:会社法施行実務

### ■株主総会議事録■

1年に最低1回は行うことになっている株主総会。皆さんきちんと開催していますか。株主総会は1年に1度、会社のオーナーが集まり、その事業の経過を振り返り、経験と反省を次年度に生かしていくために必要な場です。前年度の決算書類の承認や、役員の変更、定款の見直しなど、決議しなければならない事項は意外と多くあります。今回はその株主総会の議事録についてのお話です。

株主総会の議事については議事録を作成し、本店においては10年間、支店においては5年間保存しなければなりません。ところで旧商法244条3項においては、株主総会議事録には議長及び出席取締役が署名又は記名押印することになっていました。

しかし、この度新しく施行された会社法においては、「議長の氏名」や「議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名」は記載する必要がありますが、株主総会議事録に出席取締役等の署名義務は課されていません。つまり原則として署名や押印は不要になったと言われています。

そうはいつでも株主総会とは会社の重要な運営事項を決める場です。場合によってその議事録は訴訟等の重要な資料となることも考えられます。誰がその株主総会に参加し、議論をし、決議をしたのか、明確にしておくためにも出席取締役全員の署名又は記名押印が必要だと思います。また、登記実務においては取締役の署名や記名押印が求められることがありますのでくれぐれもご注意ください。



## 特集:試用期間って一体何?!(2)

本採用に至らなかった場合は、14日以内の契約解除を除き、『解雇』として取り扱います。解雇に当たっては、相当な理由が必要です。これから会社にとって必要な人材に育てていく予定で採用した者を、その後の期待値の勝手な変化等により“能力不足”等の簡単な言葉で片づけることはできません。

本採用を行わない場合、使用期間満了日の30日以上前に解雇予告を行い、本採用拒否の通告をします。退職日と通告日の間が30日に満たない場合、解雇予告手当を支払って労働契約の解除をします。

### ★ワンポイント☆

試用期間満了をもって解雇しようとしていた労働者が、業務上災害により休業をしてしまった場合、休業期間中およびその後30日間は解雇することができません。ご注意ください。

## 魔法の「いろ」づかい VOL.1

今月からは、わたしたちの毎日に彩を添える「色」に注目していきたいと思います。

### いい色ってどんな色?

いい色とは、その人が喜んだり、安心したりする色です。嬉しいと感じる色は、体の緊張をほぐし、人の意識をはっきりさせるうえに、「幸せ感」を実感しやすく、気持ちを前向きにしてくれます。とはいえ、好みの色、感じる色は、日々違わず。毎月1色ずつ特長や活用法を紹介していきますので、ぜひ楽しんでみてくださいね。

### 今月の基本カラー 紫陽花色～うす紫

平安の昔から最も高貴な色として大切にされてきた紫。紫がもたらす「美」の世界は、「精神の幸福」を運んでくれます。また、気高くしとやかなムードを醸し出します。ネクタイやアクセサリーとして紫を身にまどえば、自然との静かになったり、人当たりがやさしくなったりします。マナーを守るべき場所には、「りんどう」などのうす紫の花を飾ると良いでしょう。



Kadota office.com 2006.7 #発行:2006年7月25日 #編集・構成:Kadota-Office



福島県いわき市で初体験しためひかりのから揚げ。名前の由来は目が大きく、光を反射すると黄緑色に光って見えるためといわれています。季節の味はさくっと軽くて美味しかったです。

編集後記:まず、7月号の発行が大変遅れ、皆様にはたくさんのご心配をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。怪我の功名と言う言葉がココで当てはまるかどうか分かりませんが、今回の発行遅延によりたくさんの方がこのニュースを気にかけてくださっていることを実感いたしました。本当にありがとうございます。このスタイルで発行し始めて1年半になります。改めて気持ちを込めて、編集に取り組んでいきたいと思っております。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。なお8月号は8月半ばに発行し、9月には通常の発行日に戻す予定です。

毎日雨ばかり続くので、どこに伺っても『今年の梅雨は本当にひどいですねえ、』というのが挨拶がわりの今日この頃。ところが、とある会社の社長様。

『でもね、九州や長野のことを考えれば、こっちの雨なんてかわいいものです。感謝しなくちゃね。』

感謝・・・正直、はっとしました。この大雨でたくさんの方が命をおとし、家を奪われるなどの被害に遭われています。心からご冥福をお祈りするとともに、一日も早く、安心のひと時が訪れることを願ってやみません。無事にこうして毎日を過ごしていただけるのですから、「感謝」・・・本当にその通りです。いつのまにか、ニュースと自分自身の現実が遠くなくなってしまったことを心から反省しつつ、気づかせてくださった社長様に心から感謝をしました。もっと広い視野で、常に世界をみていなければ、自分の一言一言の先にあることを、もっと想像してから発せねば。

被災地の1日も早い復興と、暮らす皆様に心の底から眠れる夜が訪れることを願って。



発行: 門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修  
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL: <http://www.kadota-office.com/> mail: [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)

修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

